

大分大学大学院医学系研究科委員会修士課程小委員会看護学専攻部会内規

平成31年1月9日制定

平成31年医学系研究科内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院医学系研究科委員会博士課程小委員会及び修士課程小委員会細則（平成21年医学系研究科細則第3-1号）第8条第2項の規定により、修士課程看護学専攻に係る専門的事項を処理するために設置する、大分大学大学院医学系研究科委員会修士課程小委員会看護学専攻部会（以下「専攻部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 専攻部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 修士課程看護学専攻の総務に関する事
- (2) 修士課程看護学専攻の教育に関する事
- (3) 修士課程看護学専攻の入試広報に関する事
- (4) 修士課程看護学専攻に係る事項の審議
- (5) その他専攻部会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 専攻部会は、看護学専攻の授業を担当する教授、准教授及び講師をもって構成する。

(専攻部会長)

第4条 専攻部会に専攻部会長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 専攻部会長は、専攻部会を招集し、その議長となる。
- 3 専攻部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ専攻部会長が指名した構成員がその職務を代行する。

(担当)

第5条 専攻部会に、総務担当、教育担当及び入試広報担当それぞれ二人を置く。

- 2 前項の担当の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総務担当

- ア 修士課程看護学専攻に係る内部規則等の制定改廃に関する事。
- イ 修士論文の審査過程に関する事。
- ウ 修士課程看護学専攻の予算に関する事。
- エ 院生室の整備等に関する事。
- オ 修士課程看護学専攻の将来構想等に関する事。

(2) 教育担当

- ア オリエンテーション等に関する事。
- イ 履修、単位認定、進級等に関する事。

- ウ 専門看護師の教育課程に関する事。
 - エ 修士論文研究計画検討会に関する事。
 - オ 教育評価に関する事。
 - カ 成績評価の不服審査に関する事。
 - キ その他学務に関する事。
- (3) 入試広報担当
- ア 入試に関する事。
 - イ 志願者の募集に関する事。
 - ウ 修了後の進路に関する事。
 - エ 広報及び公開ホームページに関する事。

(議事)

第6条 専攻部会は、第2条第4号の審議を行うに当たり、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 第2条第4号の審議において、専攻部会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専攻部会の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、専攻部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成31年2月1日から施行する。